

# 見附市 総合事業のしおり

(介護予防・日常生活支援総合事業)



令和4年度版

見 附 市

## もくじ

1. 高齢者の保健・福祉に関する相談・・・・・・・・・・ 1
  2. 高齢者福祉サービス・・・・・・・・・・ 2
  3. 総合事業とは・・・・・・・・・・ 4
  4. 総合事業の流れ・・・・・・・・・・ 5
  5. 介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）の作成・・ 6
  6. 対象者と利用できるサービス・・・・・・・・・・ 7
- ★基本チェックリストをしてみましょう・・・・・・・・・・ 12



## 1. 高齢者の保健・福祉に関する相談

高齢者ができるかぎり元気で自立した生活を過ごせるようにまた、現在より状態が悪くならないように、保健・医療・福祉が連携しながら「介護予防」の活動や相談を行っています。

### ■見附市地域包括支援センター

名称	住所	電話番号	担当圏域
見附市地域包括支援センター中央	見附市学校町 2-13-31 (特別養護老人ホーム 大平園内)	63-3555	見附中学校区
見附市地域包括支援センター南	見附市緑町 20-1 (特別養護老人ホーム 古志乃里内)	62-1750	南中学校区
見附市地域包括支援センター西	見附市本所 1-25-70 (特別養護老人ホーム いいねか邸内)	62-3345	西中学校区
見附市地域包括支援センター今町	見附市坂井町 81-1 (デイサービスセンター 坂井園内)	61-5221	今町中学校区

□開設時間 月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

午前8時30分～午後5時30分\*緊急時は24時間体制で対応いたします。

す。

見附市より委託を受けた市内4か所で、介護に関する相談、介護予防の相談、高齢者虐待に関する相談等の高齢者に関する様々な相談に応じます。

※相談は無料で、相談内容については秘密を厳守いたします。

### ■見附市健康福祉課

見附市保健福祉センター 内	見附市学校町 2-13-30	61-1350
---------------	----------------	---------

高齢者の総合相談窓口として、高齢者のみなさんはもちろん、そのご家族や、近所にお住まいのみなさまからのご相談をお受けします。

### ■見附市立病院

見附市立病院 地域医療連携室	見附市学校町 2-13-50	62-2800
----------------	----------------	---------

患者さんの病気の回復を妨げている色々な問題・悩みについて、本人（ご家族）と一緒に解決していくために、医療ソーシャルワーカーが相談に応じます。原則として、予約制です。

## 2. 高齢者福祉サービス

サービス名	内 容	対 象 者	利用料等
緊急通報装置の設置	緊急時の通報装置と安否確認センサーの貸与、月1回の元気確認電話、電話相談受付をします。	一人暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯。 (申請時には、親戚の方、近所の方、民生委員の3名の協力員が必要です。)	・市民税非課税世帯 無 料 ・その他の世帯 月額500円
あんしん情報キットの給付	緊急時に救急隊や医療機関へ必要情報を伝えるための救急情報記入用紙、保管容器、保管者ステッカーを配布します。	高齢者	無 料
自動消火器の給付	台所に熱感知で自動的に消火剤が噴射される消火器を設置します。消火剤の有効年数は5年が目安です。(設置は9月～3月頃)	市民税非課税世帯の一人暮らし高齢者。 (消火剤の有効年数に合わせて、対象者に交換のご案内をします。)	無 料
火災報知器の給付	火災報知器未設置の家の寝室等に、音で火災を知らせる煙感知式の報知器を設置します。(1か所のみ)	見附市火災予防条例で定められた場所に、火災報知器が未設置で、市民税非課税世帯の一人暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯。	無 料 (電池交換は各自)
生活支援シヨーステイ	冠婚葬祭等の緊急時に原則として7日間を限度として一時的に高齢者を保護する必要がある場合、特別養護老人ホーム等での短期入所を利用できます。(ただし、施設に空きがある場合に限りです。)	冠婚葬祭等の緊急時に一時的に高齢者を保護する必要がある場合で、次に該当する方。 ①介護保険で要支援以上の認定を受けた方で、自身の利用限度額を使いきった方。 ②介護保険の認定を受けていない方または介護保険で非該当と認定された方。	介護保険法に準じます。
配 食 サービス	昼食または夕食のお弁当を、週1回～3回まで配達します。 ※配達業者 「宅配クック123」 「まごころ弁当」	次のいずれかに該当する方。 ①要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方。 ②要介護1～5の認定を受けていない80歳以上の高齢者で、65歳以上の高齢者のみ世帯の方。 ③要支援認定または事業対象者の決定を受けた65歳以上の高齢者で、基本チェックリストにある【栄養状態】の低下に該当した方。	◆宅配クック123 昼夕:1食 400円 おかずのみ 300円 ◆まごころ弁当 昼夕:1食 345円 おかずのみ 245円 ※市民税非課税世帯への減免あり
車椅子の貸与	3か月を限度として貸与します。	一時的に用具の必要な高齢者の方。(介護保険サービスでレンタルが可能なのは対象外)	無 料 (台数に限りあり)
補聴器購入費の助成	中高年齢の難聴者を対象に、補聴器購入費を助成します。	身体障害者手帳の交付の対象にならず、次のすべてに該当する方。 ①50歳以上74歳以下の方。 ②片耳の聴カレベルが40デシベル以上の方。 ③補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上が期待できると医師に判断された方。	・生活保護世帯、市民税非課税世帯 購入費の全額 (上限50,000円) ・その他の世帯 購入費の半額 (上限25,000円)
みっけネット (在宅情報共有システム)	利用者を支援する多職種が、緊急連絡先や医療・介護の情報をパソコンなどで共有します。	高齢者	無 料

## ■見附市社会福祉協議会事業

お問い合わせは、☎61-1353まで

サービス名	内 容	対 象 者	利用料等
要援護世帯除雪費助成事業	除雪経費を助成します。年2回（地区民生委員へお申込ください。）	70歳以上の一人暮らしや高齢者のみの要援護世帯。	1回 10,000円 課税収入制限有
小型リフト付バス貸出事業	車椅子を日常的に利用している方の通院など、その他外出の支援を目的に小型リフト付きバスの貸出を行っています。		初回登録料として 3,000円
日常生活自立支援事業	認知症の高齢者や知的障害者、精神障害のある方で、判断能力が十分でないため、福祉サービスの手続きや金銭管理など、日常生活に不安をお持ちの方を対象にサービスを実施します。		
介護者のつどい	自宅で介護している介護者の方を日帰り旅行に招待し、介護者同士の交流により心身の元気回復を図っていただくために、開催しています。（秋に開催予定）		
歳末たすけあい	歳末たすけあい募金の配分金により75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に見舞品の贈呈を行っています。		
生活支援サービス	65歳以上の高齢者を対象に暮らしの中のちょっとした困りごとに対し、生活支援サポーターがお手伝いをします。 ※生活支援サポーターとは、地域における支え合い・助け合いに関心があって生活支援サポーター養成研修を修了した地域住民です。		20分200円 原則1時間

※ 変更になる場合もありますので、上記の見附市社会福祉協議会へお問い合わせください。

## ■その他 民間のボランティアサービス等

（有料です。料金は直接お問い合わせください。）

### 見附市シルバー人材センター

簡単な大工仕事、襖や障子の張替え、草取りや剪定、家事のお手伝い等（シルバーの会員ができると思われる仕事）、内容に適した会員を派遣します。	電話 62-0609 本町2丁目（旧理科センター）
--	------------------------------

### NPO 法人 みんなの実家グリーンホームふたば

○高齢者のおあずかり（月～金・午前10時～午後3時）＊時間延長可 ○認知症介護家族の電話相談（月～土・午前10時～午後3時） ○認知症介護家族交流会 ・グリーンホームふたば（毎月第4火曜日・午後1時30分～3時30分） ・見附ふれあいプラザ（奇数月第3水曜日・午前10時～11時30分）	電話 62-3720 携帯 090-7837-9220 代表 植田 礼子
---	--

### NPO 法人 ふくし後見ネット

認知症や障がい等で、知的にハンディキャップを持つ方が、その人らしい人生を過ごすために、法人として成年後見人となり福祉サービスの利用や金銭の管理等を支援します。お気軽にご相談ください（相談無料）。	電話 080-8095-0268 見附市保健福祉センター2階 <a href="https://hukukouken-net.com/">https://hukukouken-net.com/</a>
---	--

### 3. 総合事業とは

平成 29 年 4 月から、介護予防・日常生活支援事業（以下「総合事業」といいます）が始まりました。

#### 総合事業の特徴



○要支援の訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）が変わります

要支援の方が利用する訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）が、従来のサービスに加えて、身体介護の必要性が少ない方向への、自立を見据えたサービスとして、市独自の基準によるサービスを提供します。

○サービス利用の手続きを一部簡略化します

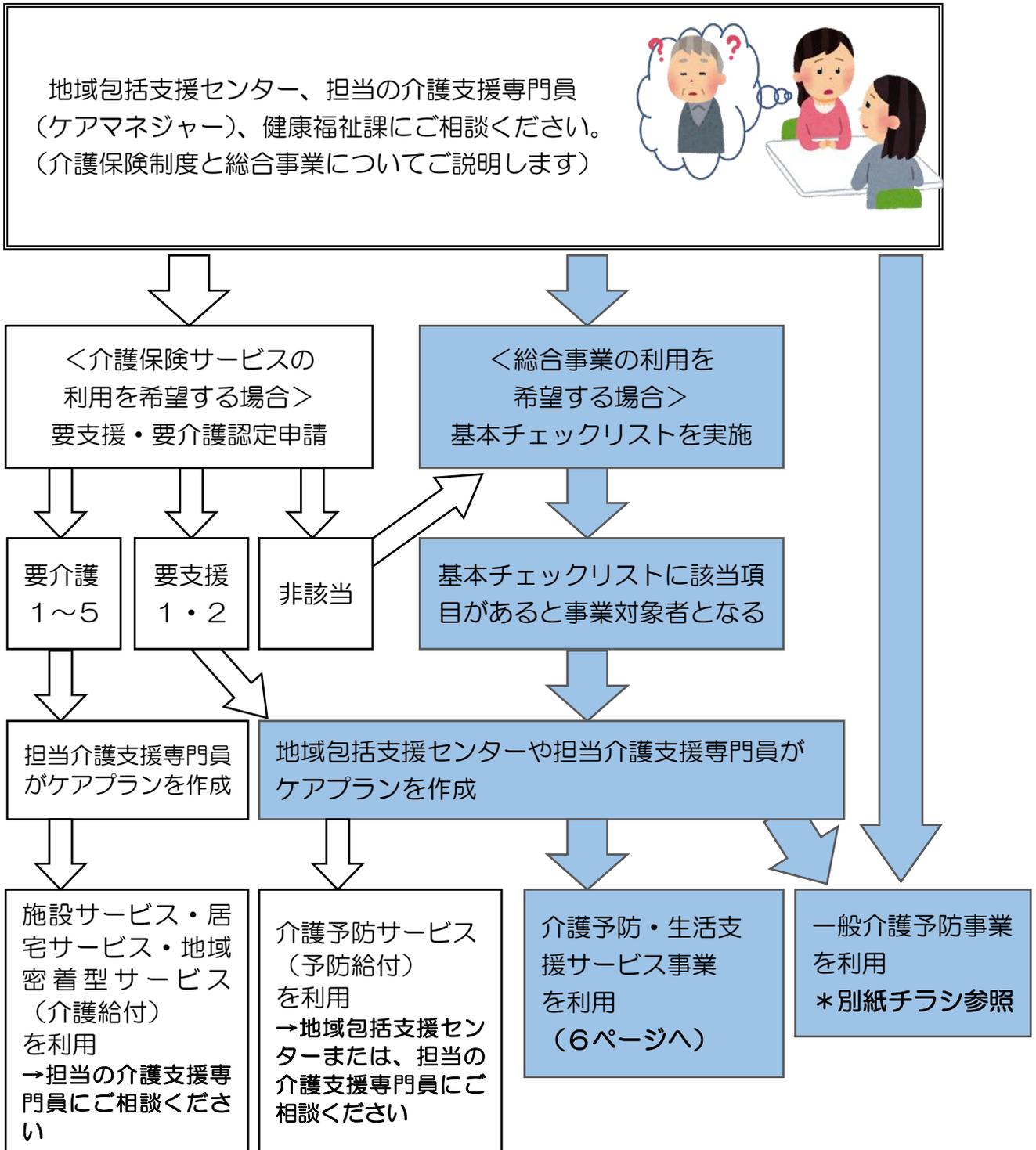
介護認定更新時、訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）のみを利用する高齢者が、引き続きサービスの利用を希望するには、基本チェックリストに回答することで介護認定申請をしなくても、サービスを継続して利用できるようになります。

また、訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）のみの利用を初めて希望される場合も、基本チェックリストに回答することで介護認定申請をしなくても、サービスを利用することができるようになります。

○自立支援・介護予防を目指します

自分のできることは自分で行い、今より重症化しないようにサービスを利用します。サービス利用に合わせて目標を立て、その達成に向けてサービスを利用します。目標が達成した後は、より自立に向けて次のステップに移っていきます。

## 4. 総合事業の流れ



## 5. 介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）の作成

介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）は、担当する地域包括支援センターまたは、居宅介護支援事業所が作成します。ケアプランは、本人及び家族等の相談に応じながら、希望や意向を把握し、保健・医療・福祉等の関係者と連携をとり、その方に必要なサービスが提供できるように作成します。

事業対象者の1か月の利用限度額は、要支援1と同様の50,320円です。

■見附市地域包括支援センター（P.1 参照）

■主に市内の方が利用している居宅介護支援事業所（順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
あおぞら介護サービス	見附市庄川町852-1	62-5505
ケアプラザ見附	見附市学校町2-13-30	63-5100
坂井園	見附市坂井町81-1	61-2066
すすらの園	見附市田井町1715-1	61-3550
ふるまい介護支援センター	見附市本所1-25-52	62-3555
訪問看護ステーションみつけ	見附市学校町1-5-42	62-7058
ケアプランセンターkoko	見附市本町1-2-35	61-1557
大平園	見附市学校町2-13-31	63-3100
ラポール	見附市今町5-17-19	66-0330
ケアプランのしきん庭	見附市本所1-24-26	63-2113
フクラ	見附市新幸町7-9	89-5883
さわやか苑見附	見附市柳橋町295-2	61-5100



## 6. 対象者と利用できるサービス

総合事業の対象者は、要支援認定を受けた方、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方（以下「事業対象者」といいます）が利用できる<介護予防・生活支援サービス事業>と 65 歳以上の方が利用できる<一般介護予防事業>があります。

### ◆令和4年度実施事業一覧

	事業の名称	事業内容
介護予防・生活支援サービス事業	1. 訪問型サービス事業	
	①訪問介護 (現行相当サービス)	介護予防を目的とする入浴、排泄、食事等の身体介護や生活援助を行います。
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	介護予防を目的とする生活援助等の多様なサービス(調理、掃除、ゴミ出し、買い物等)します。
	2. 通所型サービス事業	
	①通所介護 (現行相当サービス)	介護予防を目的とする入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を実施します。
	③通所型サービスC (短期集中予防サービス) ・いきいき貯筋教室	保健・医療の専門職が、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施します。
一般介護予防事業	1. 介護予防普及啓発事業	
	①健幸カラオケ教室	毎週1回、「うたと音楽」を活用して、筋肉トレーニングやストレッチ等の体操を行います。
	②脳の健康教室 (7~12月)	毎週1回6か月間、認知症予防のための簡単な読み書き・計算等を行います。
	③いきいき健康運動教室	週1~2回6か月間、個別プログラムによる体力維持向上を目指します。
	④介護予防教室	月2回程度、転倒骨折予防のための運動や生活機能向上につながる実習、レクリエーション等を行います。
	2. 地域介護予防活動支援事業	
①介護支援ボランティアポイント事業	介護施設などでボランティア活動を行った場合、換金可能なポイントを付与します。	

## 介護予防・生活支援サービス事業

### 1. 訪問型サービス

#### ①訪問介護（現行相当サービス）

ホームヘルパーがご家庭を訪問して、介護予防を目的とする入浴・排泄・食事等の身体介護や生活援助を行います。



実施事業所（市内の事業所のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
見 附 市 社 会 福 祉 協 議 会	見附市学校町2-13-30	61-1355
ふ る ま い 訪 問 介 護	見附市新幸町7-11	86-8009
ヘルパーステーションすずらの園	見附市田井町1715-1	61-3520
た ん ぽ ぽ 介 護 セ ン タ ー	見附市学校町2-1-58	61-1163
あ お そ ら 介 護 サ ー ビ ス	見附市庄川町852-1	62-5505
ケ ア セ ン タ ー こ ま ち	見附市市野坪町1230-2	63-0007
ヘルパーステーションさわやか苑見附柳橋	見附市柳橋町295-2	61-5100

**サービス費用の目安**（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）

#### ●訪問型サービス費

週1回程度（1月の中で全部で4回まで）1回につき2,680円

週2回程度（1月の中で全部で5～8回まで）1回につき2,720円

20分未満（1月につき22回まで）1回につき1,670円

#### ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

介護予防を目的とする生活援助等の多様なサービスで身体介護を含まない調理、掃除、ゴミ出し、買い物等の生活援助を行います。

実施事業所（市内の事業所のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
見 附 市 社 会 福 祉 協 議 会	見附市学校町2-13-30	61-1355
ふ る ま い 訪 問 介 護	見附市新幸町7-11	86-8009
ヘルパーステーションすずらの園	見附市田井町1715-1	61-3520
あ お そ ら 介 護 サ ー ビ ス	見附市庄川町852-1	62-5505
ケ ア セ ン タ ー こ ま ち	見附市市野坪町1230-2	63-0007
ヘルパーステーションさわやか苑見附柳橋	見附市柳橋町295-2	61-5100

**サービス費用の目安**（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）

#### ●訪問型サービス費

週1回程度（1月の中で全部で4回まで）1回につき2,150円

週2回程度（1月の中で全部で5～8回まで）1回につき2,180円

20分未満（1月につき22回まで）1回につき1,340円

## 2. 通所型サービス

### ①通所介護（現行相当サービス）

介護予防を目的とする入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

実施事業所（市内の事業所のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
デイサービスセンター 大平園	見附市学校町2-13-31	63-3500
デイサービスセンター 坂井園	見附市坂井町81-1	61-2065
ふるまいプラザ	見附市本所1-25-52	63-3212
デイサービス ふるまい村	見附市新幸町7-11	66-8825
デイサービスセンター すずらの園	見附市田井町1715-1	61-3520
デイサービスセンター ラポール	見附市今町5-17-19	66-0330
あおぞらデイサービスセンター	見附市庄川町852-1	62-5505
デイサービスセンター フローラ	見附市新幸町7-9	89-5882
けんこうクラブ	見附市新町1-17-25	86-8109
デイサービスセンター 春日和見附	見附市本町4-2-33	62-3622
そいがあ亭	見附市南本町3-5-22	89-7041

サービス費用の目安（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）

#### ●通所型サービス費

週1回程度（1月の中で全部で4回まで）1回につき3,840円

週2回程度（1月の中で全部で5～8回まで）1回につき3,950円

※①運動器機能向上加算②栄養改善加算③口腔機能向上加算④生活機能向上グループ活動加算⑤事業所評価加算等を、組み入れている場合もあります。



## ②通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）

外出や交流などを目的として、閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を実施します。

## 実施事業所

名 称	住 所	電 話 番 号	内 容
デイサービスセンター 坂 井 園	見附市坂井町81-1	61-2065	月～金 10:15～11:45
ふるまいクラブ	見附市新幸町7-11	66-8825	月・水・金 9:00～11:00 13:30～15:30
そいがあ亭	見附市南本町3-5-22	89-7041	火・木 10:00～12:00 昼食代380円
デイサービスセンター 中 之 島	長岡市中之島2105-6	61-2823	水 9:30～11:30
あおぞら デイサービスセンター	見附市庄川町852-1	62-5505	日～土 9:30～15:30 食費580円
デイサービスセンター 大 平 園	見附市学校町2-13-31	63-3500	月・火・木・金 9:30～11:30
ケアプラザ見附	見附市学校町2-13-30	63-5100	火・木 13:00～15:00
デイサービスセンター フ ロ ー ラ	見附市新幸町7-9	89-5882	月～金 10:15～11:45

**サービス費用の目安**（表示額の1割(一部の方は2割または3割)が利用者の負担額となります）

## ●通称型サービス費

週1回程度（1月の中で全部で4回まで）1回につき3,080円

週2回程度（1月の中で全部で5～8回まで）1回につき3,160円



### ③通所型サービス C（短期集中型サービス）

保健・医療の専門職が、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施します。

#### ■いきいき貯筋教室

毎週1回6か月間、理学療法士、作業療法士等の指導で、個々の体力にあった筋力強化運動やバランス運動等を行い、運動器の機能向上を目指します。

原則、年1回の利用となります。

希望者には送迎もあり、利用料は1回500円です。

実施事業所（市内の事業所のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号	開 催 日
見附市立病院リハビリ室	見附市学校町2-13-50	62-2800	毎週木曜日 9:00~11:30

## ★基本チェックリストをしてみましょう

自分の状態を知るために、基本チェックリストを活用しましょう。次の質問表の、「はい」「いいえ」の当てはまるほうに○をつけてみましょう。

★のある項目にチェックが入った場合には、総合事業の利用をお勧めします。

気になる方は、地域包括支援センターなどに相談してみましょう。

生活機能全般	1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	★いいえ	★が10個以上
	2	日用品の買い物をしていますか	はい	★いいえ	
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	★いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	★いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	★いいえ	
運動器の機能	6	階段の手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	★いいえ	★が3個以上
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ちあがっていますか	はい	★いいえ	
	8	15分続けて歩いていますか	はい	★いいえ	
	9	この1年間に転んだことはありますか	★はい	いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか	★はい	いいえ	
栄養状態	11	6カ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	★はい	いいえ	2★が
	12	BMIが18.5未満ですか(*)	★はい	いいえ	
口腔機能	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	★はい	いいえ	★が2個以上
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	★はい	いいえ	
	15	口の渇きが気になりますか	★はい	いいえ	
閉じこもり	16	週に1度は外出していますか	はい	★いいえ	★16が
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	★はい	いいえ	
認知機能	18	周りの人から「いつも同じことを聞く」など物忘れがあるといわれますか	★はい	いいえ	★が1個以上
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	★いいえ	
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	★はい	いいえ	
うつ	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	★はい	いいえ	★が2個以上
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなつた	★はい	いいえ	
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	★はい	いいえ	
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	★はい	いいえ	
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れた様な感じがする	★はい	いいえ	

(\*) BMIの求め方:  $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$



総合事業のしおり（介護予防・日常生活支援総合事業）

このしおりに関するお問い合わせは

見附市健康福祉課 高齢福祉係 電話 0258-61-1350

（令和4年4月改訂）